

○少年補導協助員の設置および運用に関する訓令

昭和47年 8 月 1 日

本部訓令第21号

〔注〕平成19年 4 月から改正経過を注記した。

改正 昭和49年 5 月本部訓令第17号

昭和53年12月本部訓令第20号

昭和56年 3 月本部訓令第 8 号

昭和57年 3 月本部訓令第 5 号

昭和59年 3 月本部訓令第 8 号

昭和60年 2 月本部訓令第 3 号

昭和62年 8 月本部訓令第15号

平成元年 3 月本部訓令第11号

平成 3 年 3 月本部訓令第 2 号

平成 6 年 9 月本部訓令第28号

平成 7 年 7 月本部訓令第16号

平成 9 年 2 月本部訓令第 2 号

平成11年 9 月本部訓令第18号

平成13年 3 月本部訓令第 4 号

平成13年10月本部訓令第17号

平成14年 3 月本部訓令第14号

平成14年12月本部訓令第49号

平成15年 3 月本部訓令第16号

平成17年 2 月本部訓令第 3 号

平成19年 4 月本部訓令第 7 号

平成20年 2 月本部訓令第 3 号

平成21年 3 月本部訓令第 6 号

平成25年 8 月本部訓令第10号

平成28年 1 月本部訓令第 2 号

平成29年 2 月本部訓令第 3 号

平成30年 3 月本部訓令第 4 号

平成30年 8 月本部訓令第11号

令和4年3月本部訓令第16号

令和4年9月本部訓令第30号

警察本部

警察学校

各警察署

少年補導協助員の設置および運用に関する訓令を次のように定める。

少年補導協助員の設置および運用に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、地域社会における少年の非行を防止する活動を積極的に推進するため、少年補導協助員（以下「協助員」という。）の設置および運用について必要な事項を定め、もって少年の健全な育成に資することを目的とする。

(設置区域・定数)

第2条 協助員は、警察署の管轄区域に置くものとする。

2 前項の管轄区域ごとの協助員の定数は、別表のとおりとする。

(職務)

第3条 協助員は、警察署長（以下「署長」という。）の指導の下に、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号から第10号までに掲げる者をいう。）の早期発見、補導及び継続補導に関すること。
- (2) 少年の非行を防止するための相談に関すること。
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。
- (4) 少年の非行を防止するための地域社会に対する啓発に関すること。
- (5) その他地域の状況に応じ、少年の非行を防止するため必要と認められること。

（一部改正〔令和4年本部訓令第16号〕）

(委嘱)

第4条 協助員は、署長が推薦した者について、警察本部長（以下「本部長」という。）が、これを委嘱する。

2 本部長は、前項の規定により協助員を委嘱するときは、委嘱状（別記様式第1号）を交付する。

(推薦)

第5条 署長は、前条第1項の推薦をするときは、次の要件を具備している者のうちから、特定の地域の居住者に偏しないように配慮して適任者を選考し、少年補導協助力員委嘱推薦書（別記様式第2号）によりこれを行なうものとする。

- (1) 少年の非行防止および健全育成に熱意を有すること。
- (2) 地域の実情に精通し、地域住民の信望が厚いこと。
- (3) 健康で、職務の遂行に必要な時間的余裕を有すること。

（任期）

第6条 協助力員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 協助力員に欠員を生じたときは、これを補完するものとし、補充による協助力員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報償金及び実費弁償）

第6条の2 協助力員に報償金を支給するものとし、その額、支払方法等については別に定める。

- 2 実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）の規定を準用し、一般職の職員に支給する旅費相当額とする。
- 3 第1項の報償金及び前項の実費弁償の支払方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の2の規定により、口座振替払とする。

（一部改正〔平成29年本部訓令3号〕）

（協助力員証）

第7条 本部長は、第4条の規定により協助力員を委嘱したときは、少年補導協助力員証（別記様式第3号。以下「協助力員証」という。）を交付する。

- 2 協助力員は、協助力員証を亡失し、またはき損したときは、すみやかに本部長に申し出て、再交付を受けるものとする。
- 3 協助力員は、その職を失ったときは、協助力員証を本部長に返納しなければならない。
- 4 協助力員は、職務を遂行するときは、協助力員証を携帯し、身分を証明する必要があるときは、これを提示しなければならない。

（解嘱）

第8条 本部長は、協助力員から申し出があつたときまたは協助力員が次の各号の一に該当するときは、第6条の規定にかかわらず、署長の上申に基づいて、これを解嘱するものとする。

- (1) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (2) この訓令の規定に違反したとき。

(3) 協助員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

2 本部長は、前項の規定により協助員を解嘱するときは、解嘱状（別記様式第4号）を交付する。

（協助員の心得）

第9条 協助員は、その職務を遂行するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 少年の心理その他の特性をよく理解し、少年の健全な育成を期する精神をもつて当てること。

(2) 協助員の住所地を管轄する警察署（以下「所轄署」という。）の警察官及び少年育成官と緊密な連絡を保つとともに、学校の教員、児童委員、保護司その他の関係者との連絡協調に努めること。

(3) 職務の遂行上知り得た秘密は、漏らさないこと。

（非行少年等の発見・補導）

第10条 協助員は、非行少年等を発見し、または補導したときは、少年補導（連絡）票（別記様式第5号）により、すみやかに所轄署の署長（以下「所轄署長」という。）に通報しなければならない。

（継続補導）

第11条 署長は、非行少年等のうち、継続補導の必要がある者で、保護者の依頼又は承諾（少年警察活動規則第2条第2号に規定する特定少年にあつては、本人の同意）のあつたものについては、協助員を指定し、かつ、期間を定めて、継続補導を依頼することができる。

2 協助員は、前項の規定により、継続補導を行つたときは、適時その状況を当該署長に通報しなければならない。

（一部改正〔令和4年本部訓令30号〕）

（少年相談）

第12条 協助員は、少年または保護者等から少年の非行防止に関する相談を受けたときは、懇切にその事情を聴取したうえ、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 軽易な事案で、自ら処理できるものについては、適切な注意、助言等を与えるとともに、その結果を少年相談受理票（別記様式第6号）によつて、すみやかに所轄署長に報告すること。

(2) 前号以外の事案については、所轄署の警察官に引き継ぐこと。

（有害環境の浄化）

第13条 協助力員は、少年に悪影響を与えると認められる映画、演劇、放送、出版物、広告物、看板、がん具等を発見したときは、その状況をすみやかに所轄署の警察官に通報しなければならない。

（署長の指導）

第14条 署長は、協助力員の活動が積極的に推進されるよう研修会の開催、参考資料の配布などにより、協助力員に対し、その職務の遂行に必要な知識、活動要領等について指導しなければならない。

（警察官等の留意事項）

第15条 警察署（交番及び駐在所を含む。）に勤務する警察官及び少年育成官は、所属警察署の管轄区域内の協助力員と緊密な連絡を図り、協助力員の職務の遂行に協力しなければならない。

（協助力員連絡協議会）

第16条 協助力員は、その知識技能の向上を図るとともに、少年の非行防止対策の効果的な実施方法について連絡協議するため、警察署の管轄区域ごとに協助力員連絡協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会には、少年の非行防止対策の具体的な実施方法を協議検討するため、必要に応じ、部会を設けることができる。

（協議会の役員）

第17条 協議会を組織する協助力員は、その互選により、会長1名および副会長若干名を定めるものとする。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定める順位に従い、その職務を代理する。

附 則

- 1 この訓令は、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行後最初に委嘱される協助力員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、昭和48年3月31日までとする。

附 則（昭和49年5月1日本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年12月26日本部訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月31日本部訓令第 8 号）

この訓令は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月30日本部訓令第 5 号）

この訓令は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年 3 月30日本部訓令第 8 号）

この訓令は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 2 月16日本部訓令第 3 号）

この訓令は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 8 月20日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和62年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月15日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月27日本部訓令第28号）

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 7 年 7 月 5 日本部訓令第16号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（少年補導協助員の設置および運用に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この訓令による改正前の少年補導協助員の設置および運用に関する訓令別記様式第 1 号による様式により交付された委嘱状は、当分の間、第 1 条の規定による改正後の少年補導協助員の設置および運用に関する訓令別記様式第 1 号による様式により交付された委嘱状とみなす。

附 則（平成 9 年 2 月21日本部訓令第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 9 月 1 日本部訓令第18号）

この訓令は、平成11年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月14日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日本部訓令第17号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

3 〔前略〕第2条の規定による改正後の少年補導協助員の設置および運用に関する訓令の規定〔中略〕は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する部分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月27日本部訓令第14号）
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日本部訓令第49号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日本部訓令第16号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月17日本部訓令第3号）
この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日本部訓令第7号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月20日本部訓令第3号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日本部訓令第6号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月5日本部訓令第10号）
この訓令は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）
この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成29年2月6日本部訓令第3号）
この訓令は、平成29年2月6日から施行する。

附 則（平成30年3月8日本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月16日本部訓令第11号）

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日本部訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（少年補導協助員の設置および運用に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

2 第3条の規定による改正前の少年補導協助員の設置および運用に関する訓令別記様式第3号による様式により作成された少年補導協助員証で、この訓令の施行の際に現に効力を有するものは、第3条の規定による改正後の少年補導協助員の設置および運用に関する訓令別記様式第3号による様式により作成されたものとみなす。

附 則（令和4年9月21日本部訓令第30号）

この訓令は、令和4年9月21日から施行する。

別表（第2条関係）

（全部改正〔平成25年本部訓令10号〕、一部改正〔平成30年本部訓令4号・11号〕）

警察署名	定数
広島中央警察署	47
広島東警察署	36
広島西警察署	41
広島南警察署	43
安佐南警察署	49
安佐北警察署	40
佐伯警察署	34
海田警察署	37
廿日市警察署	36
大竹警察署	19
山県警察署	24
呉警察署	51
広島警察署	37
江田島警察署	18
東広島警察署	47

竹原警察署	31
福山東警察署	52
福山西警察署	35
福山北警察署	37
尾道警察署	52
三原警察署	33
府中警察署	15
三次警察署	29
庄原警察署	22
安芸高田警察署	20
世羅警察署	15

別記様式第1号（第4条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令16号〕）

様式第2号（第5条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号〕）

様式第3号（第7条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令16号〕）

様式第4号（第8条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令16号〕）

様式第5号（第10条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令16号〕）

様式第6号（第12条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令16号〕）